

諮問及び部会の設置について（市立幼稚園及び保育所の再編のあり方について）

1. 市立幼稚園及び保育所の再編について

○公共施設に関する再編の方向性（藤井寺市公共施設再編基本計画）【平成29年3月策定】

平成29年3月、既存の公共施設の長寿命化に取り組むと同時に、整備についても一定の方向性を示した。

○幼稚園・保育所の個別計画（藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画）【平成30年8月策定】

第1次再編（前期計画）と第2次再編（後期計画）の2期に分割し、段階的な再編を行う。

○前期計画について

- ・計画期間：平成30年8月から令和5年3月31日まで
- ・計画内容：公立幼稚園の統廃合…市立幼稚園の利用者数低下による集団教育への影響の回避。

○後期計画について（予定）

- ・計画期間：令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（開始時期は令和6年度に変更予定）
- ・利用ニーズの推移を見ながら、市立幼稚園・保育所・こども園の運営方法について、専門的な審議・検討を行い、施設の再編に関する計画を策定し、再編を進める。

●専門的な審議「幼稚園及び保育所の運営」

より充実した幼児教育・保育を継続的に提供していくための、施設運営方法の審議を、市長から子ども・子育て会議に諮問するもの。

2. 市長から子ども・子育て会議への諮問について

※当日配布予定

3. 部会の設置について

- ・特別の事項を調査審議する必要があると認めるときは、部会を置くことができる。（藤井寺市子ども・子育て会議条例【第8条第1項】）

○名称案：市立幼稚園・保育所運営検討部会

○構成員：子ども・子育て会議の委員及び臨時委員から選出。

○臨時委員：特別の事項を調査審議するため必要があるときに置くことができる。（藤井寺市子ども・子育て会議条例【第5条】）

○開催時期：第1回目を令和5年3月に開催予定。令和5年度中に3回程度開催予定。

4. 部会の部会員について

- ・部会に属する委員及び臨時委員（部会員）は、会長が指名するもの。（藤井寺市子ども・子育て会議条例【第8条第2項】）